
平成31年度

町長施政方針

.....

平成31年3月

厚 真 町

(はじめに)

平成31年厚真町議会第1回定例会にあたり、新年度の町政執行に対する所信を申しあげます。まずは、町民の皆さま、町議会議員の皆さまに、町政諸般にわたり特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申しあげます。また、日頃からのご精励に対し、深く敬意と感謝を表する次第であります。

36名もの尊い命を失い、住み慣れた家での穏やかな暮らしが奪われ、美しかったふるさとの里山に深い傷跡を残した平成30年北海道胆振東部地震から半年が過ぎました。あらためて犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆さまに対し心よりお見舞い申しあげます。

地震発生から今日まで、深いご理解と多大なるご支援をいただいた国、北海道、関係団体、全国の自治体職員の皆さまならびに迅速な対応をいただいた消防・警察・自衛隊など人命救助・捜索機関の皆さま、そして、遠路より駆けつけてくださった災害ボランティアや義援金、支援物資、励ましの言葉など物心両面にわたるご支援をいただいた全国の皆さまに、厚真町民を代表してあらためて心から厚く感謝申しあげます。

発災以来、初動期には何よりも生命財産の保護と被害の拡大防止を優先させていただきましたが、被災された皆さまには、特段のご理解とご協力を賜り、あらためて感謝申しあげます。捜索活動・啓かい作業・帰宅困難者の保護・被害調査と困難を極めた緊急・応急期でしたが、おかげをもちまして、昨年12月6日には応急仮設住宅への入居が完了し、年末には応急仮設福祉住宅も完成するなど、落ち着いた中で新年を迎えることができました。

今後は、復旧・復興に最優先で取り組むこととなりますが、時の流れは私たちが発災当時のままで留まることを許してはくれません。日常を取り戻すためにも、環境の変化を受け止め、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会（ソサエティ5.0）を見据えた施策展開も必要だと考えています。復旧・復興期にはさまざまな困難が続くと思いますが、町民の皆さまと関係機関の皆さまには引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

ここに平成31年度の復旧事業の見通しと主な施策についてご説明申し上げます

平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興について

このたびの北海道胆振東部地震は、発災後一月を待たない10月1日に激甚災害の指定を受けるほどの先例のない山腹崩壊を伴う大規模な地震災害でありましたが、啓かい作業が続く中であって、関係機関総動員で被害調査に当たっていただきました。国管理の施設や北海道管理の施設をはじめとして、厚真町管理の施設や食料生産基盤などの公共性の高いさまざまな施設でも甚大な損害を被りました。特に、大規模な土砂災害は多くの住民を巻き込み、また、当該地区における長年の努力を一瞬で壊滅させるほどのものでありました。加えて、地震動による建物被害は全町域に及んでおり、土砂災害によるものと合わせて一部損壊以上の建物被災率は80%を超えています。宅地そのものにも随所で被害が見られますが、特に、移住定住政策の柱としてきた土地開発公社営分譲地では、新町、豊沢地区を中心として地震動によるものと思われる被害が広がっており、宅地耐震化の対策も急務となっています。

土砂災害が大規模に広がる北部山間地では、3,230haもの山腹崩壊により山肌が剥き出しとなっており、倒木を伴う大量の堆積土砂が広範囲で谷や沢を埋め尽くしていることから、2次被害の防止対策として治山や砂防事業の適用や緑化対策が必要です。そのほかにも、災害廃棄物の処理や不安定土塊の対策、農業経営の再建、生活拠点の再構築、高齢者福祉施設の再建など国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省、厚生労働省、文部科学省、内閣府と関係省庁が多岐にわたりますが、膨大な災害復旧・災害関連事業の早期採択と早期施行に全力を尽くしてまいりますので、町民の皆さまにはご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これまでも折に触れ本町における被害額を公表してまいりましたが、あらためて申し上げますと国や北海道の管理施設と住宅の被害額を除き、厚真町関連として公共土木施設、統合簡易水道施設、農業関係、林業関係および商

工業関係の被害額、災害廃棄物および宅地堆積土砂の撤去処理費用額と主なものだけでも総額823億円にも上り、すでに国や北海道に対して報告を行っています。これらをもとに、昨年10月から順次、国の災害査定を受けており、必要に合わせて、平成30年度補正予算ならびに平成31年度当初予算を編成してまいりましたが、国、北海道、町それぞれにおいて、災害復旧事業の施行はその大部分が平成31年度への繰り越しとなりますので、本施政方針であわせて説明させていただきたいと思っております。なお、事業の完了が来年度以後と見込まれるものに関しても、必要に応じて言及させていただきます。

(公共土木施設等の復旧)

最初に、公共土木施設の復旧について申し上げます。

町が管理する道路、河川、橋梁などの公共土木施設で補助災害復旧事業査定額は、町道106箇所、河川42箇所、橋梁2箇所、公園5箇所です。99億5千万円となりました。

町道については、新町富里線や幌里本線などの幹線道路や通学路・生活道路を優先に復旧を進めてまいります。また、橋梁は、通行止めとなっている豊丘新橋、河川では、チケッペ川やハビウ川など河道閉塞や狭窄箇所を優先し、復旧を進めてまいります。

オバウス沢川やハビウ川などは、北海道に工事代行を委託し、早期復旧をめざしてまいります。町道、河川および橋梁の復旧はいずれも2021年3月の完了を見込んでいます。

また、北海道が管理する道道や河川の復旧についても、同時期の完了を予定しています。

砂防事業については、日高幌内川、東和川、チケッペ川、チカエップ川の4河川において、国直轄の緊急砂防事業が昨年度に引き続き継続して実施されます。吉野・富里地区の砂防・急傾斜地崩落対策工事は、北海道が実施主体となり本年度中に完了する予定です。日高幌内川上流の天然ダム湖については、埋め立てによる湖の解消と山腹の滑動崩落防止を目的とした北海道施行の河川災害復旧事業が採択されましたので、下流域の安全がより高まるも

のと期待しています。

富里浄水場については、災害査定により被災額が確定した後、復旧工事に着手し、2020年下期の供用開始をめざしてまいります。下水道施設については、厚真浄化センターをはじめ4箇所で5億円と計画しており、本年度中の本復旧を予定しています。

(農林水産業関連施設の復旧)

次に農地・農業施設の復旧について申し上げます。

完成間近にして被災した厚幌導水路の復旧工事は、国において重点的に進められるとともに、計画区域内の暫定水源の確保も本年の営農に支障がないように確保される見込みとなっています。完成は当初計画から大幅に延長されますが、できるだけ早期に復旧されるよう災害復旧事業の円滑な実施を強く国に求めてまいります。

土砂の流入などにより被害を受けた農地154.7ha、農業施設69箇所の復旧については、北海道と厚真町および厚真町土地改良区の施行により2020年3月の完了をめざして進めてまいります。一部の被災箇所においては、関連事業などとの調整により施工時期が遅れることも想定しています。

農業者の農業用施設、機械については、被害総額約54億円に上る甚大な被害となりました。本年の営農再開と経営再建に向けて、繰り越し予算の被災農業者向け経営体育成支援事業により、昨年度に引き続き農業者が行う機械や施設整備に対し支援してまいります。

ハスカップについては、樹園地への土砂流入などにより約8ha、1万1千本の被害がありました。生産者および関係機関により設立された厚真町果樹産地協議会が主体となり、国の果樹産地再生支援事業を活用し、苗木の補植など樹園地の復旧を促進し、産地の再生を図ってまいります。

とまこまい広域農業協同組合の生産施設や共同利用施設についても大きな被害を受けていますので、農業共同利用施設災害復旧事業などを活用した上で、必要に応じて北海道の地域づくり総合交付金の活用や町単独費での支援

も検討してまいります。

エゾシカ侵入防止柵の復旧については、春からの植え付けや移植時期までに侵入防止柵が設置できるよう、鳥獣害被害防止対策事業により資材の導入を支援するとともに、地域住民による設置作業の負担軽減を図るため、関係機関と連携し、労務支援を講じてまいります。

次に、森林・林業の復旧について申し上げます。

森林・林業については、林道施設災害復旧事業により林道3路線で査定額12億円と見積もられており、林道等復旧整備事業なども活用しながら2022年3月までに完了する見込みです。

治山事業については、北海道が実施主体となりますが、山腹崩壊45箇所、道有林の林道1路線の復旧を同時期までに完了させる計画であると伺っています。

次に、水産業の災害復旧について申し上げます。

地震により大きな被害を受けた浜厚真漁港もの揚場は、国の直轄事業により本年中の復旧が見込まれております。

(住まいの再建)

次に、住まいの再建について申し上げます。

町内における住家の被害は、2月12日現在の被害認定調査の結果では全壊が224棟、大規模半壊が68棟、半壊が246棟、一部損壊が1,090棟となっています。被災した家屋などの公費解体については370棟を予定しており、災害廃棄物処理の費用は23億円と見込んでいますが、繰り越し予算であることから解体・撤去作業は本年度中に完了させる必要があります。

被害を受けた住宅の再建については、国の被災者生活再建支援制度、災害救助法による住宅の応急修理制度、全国から寄せられた義援金など、さまざまな支援制度のほかに、町独自の支援として、住宅基礎の傾斜修復にかかる費用の一部を助成する住宅復旧支援事業補助金や住宅を新築・購入するため

の融資に対する利子助成、被災者生活再建支援制度を受けられない半壊以下の住宅修繕費補助などを昨年度に引き続き実施し、住宅の改修・再建を支援してまいります。

また、住宅を再建することが困難な被災者の住まいの確保に向けた取組として、災害公営住宅建設に必要な実施設計を実施してまいります。

今回の地震では斜面崩壊などによる住宅の被害が多かったことから、がけ地近接危険等住宅移転事業により住宅の移転を支援するとともに、移転先となる宅地整備やさまざまな宅地改良・住宅再建手法について、被災者の意向調査などをもとに早急に検討してまいります。これらの実施に当たっては、後述しますが、復旧・復興計画の策定が必須となります。

宅地堆積土砂については、撤去する土砂の量は21万m³で、事業費は15億円と見積もっています。土砂流入により甚大な被害を受けた吉野・富里地区の撤去作業は北海道に代行を委託し、その他の地区は町が撤去作業を行います。全ての撤去作業を来年度末までに完了する予定です。

地盤の陥没や亀裂などの被害を受けた公社営分譲地については、都市防災総合推進事業および宅地耐震化推進事業によりボーリング調査の範囲を拡大し、分譲地全域で詳細な地盤調査を実施し、地質の状態や変状を起こした原因について特定するとともに、調査結果に基づき滑動崩落などの被害を防止するために必要な対策工事を実施してまいります。

(厚真町復旧・復興計画の策定について)

次に、復旧・復興計画の策定について申し上げます。

地震による被災箇所の復旧、そして被災地域や本町の復興に当たっては、町民、行政、関係者が共通の認識のもと総力をあげて取り組まなければなりません。そのために必要な復旧・復興の基本的な考え方、取り組むべき施策や具体的な取組を網羅した厚真町復旧・復興計画の策定に着手してまいります。

本計画は、緊急性や優先度に応じて数次にわたる改定を想定しており、本年度は前段として災害復旧事業計画の共有や住まいの再建に関する施策の構

築を最優先し、土地利用計画、震災遺構の整備計画、地域再生や分野別施策などの具体化に取り組んでまいります。次年度においては総合計画を検証しながら経済や産業振興、公共施設の再編、インフラの強靱化、自主防災組織の育成、ICT技術やIoT技術の活用、地域公共交通網の再編、人材育成など、しなやかで災害に強いまちづくりに資する復興施策を明らかにしてまいります。

(北海道胆振東部地震の教訓)

このたびの震災で大きな犠牲を払った胆振東部3町ではありますが、とりわけ本町の被害の大きさ、有史に先例のない態様、プッシュ型支援による効果や小規模自治体での対応などについて、記録を整理し有識者を交えての検証を行い、今後の大規模自然災害への教訓として生かしていかなければならないと考えています。また、史実として語り継ぎ、風化させない取組も必要であり、あわせて本町の地域防災計画や業務継続計画などの見直しを進めてまいります。

以上が災害復旧関連の主な取組であります。以降においては分野別行政施策の主なものや新規取組を中心に説明させていただきます。

平成31年度分野別行政施策について

人が輝くあつまをめざして

(子ども・子育て支援の充実)

まず、子ども・子育て支援について申しあげます。

こども園は、本年10月から実施される幼児教育無償化に向けて、職員体制の強化とともに、選ばれるこども園をめざして、民営化も視野に入れながら特色ある教育・保育の提供と質の向上を図ってまいります。

また、昨年開設した子育て世代包括支援センターを中心に各こども園、子

育て支援センターおよび保健師が、子育て世帯に寄り添いながら子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、乳幼児健診などを通じて、子どもの健康・発育に関しての育児支援を充実させてまいります。

（生涯教育の充実）

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

学校教育では、本年度、大きな被害を受けた厚真中央小学校の水泳プールや厚真中学校のグラウンドおよび野球場を復旧するとともに、老朽化が著しい上厚真小学校の水泳プールを移転・新築し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう環境整備を進めてまいります。

また、被災した子どもたちの心のケアについては、各関係機関と連携してスクールカウンセラーによる巡回相談や専門家による心のサポート授業などを継続的に実施してまいります。

北海道厚真高等学校は、本町の地域振興やまちづくりにとってかけがえのない地域の高校であり、さらなる発展を願い、特色ある学校づくりと教育活動に生徒、教員、保護者が一丸となって取り組んでいます。本年度は、高校からの要請もあり、調整が済み次第、新たに学校給食センターの給食を提供してまいります。

社会教育では、子育て世代の働き方が多様化する中、子どもたちが放課後などに安全・安心かつ健全に過ごす場の重要性が高まっています。本年度は、厚真中央小学校隣接地に建設している厚真地区放課後児童クラブの運営拠点となる新たな専用施設の供用を開始します。また、専用施設周辺の自然環境を生かした手作りの遊び場「冒険の杜」づくりを地域住民の参画を得ながら進めてまいります。

埋蔵文化財発掘事業では、地震により一部調査が未完了となっている1区上流地区道営ほ場整備事業に伴う発掘調査を早期に完了させるとともに、出土資料の整理作業を進めてまいります。

（まちづくり人材の育成）

次に、まちづくり人材の育成について申し上げます。

震災で傷ついた本町が、力強く立ち直り、将来に向かって再起動するためには、地域社会で活躍する人材の確保や育成が必要です。

付加価値の創造や6次産業化を通して地域に新しい風を起こし、地域経済や地域社会のあらたな担い手と期待する起業型地域おこし協力隊員の育成ならびに地域おこし企業人制度の積極的な活用を図ってまいります。これまで地域おこし協力隊や地域おこし企業人として迎え入れた人材は、農林業をはじめさまざまな分野への新規参入を果たし、製品の流通ルートの拡大や交流人口の増加に貢献していただいています。

また、官学連携事業においてインターンシップやフィールドワークを通じて住民との「絆」を構築した学生が、震災後、自主的に支援活動を企画、実施しています。引き続きさまざまな制度を活用して関係人口や交流人口の拡大を図り、復旧・復興に向けた長い道のりをともに歩んでいく人材の確保・育成に取り組んでまいります。

健やかで安心なあつまをめざして

(高齢者福祉・介護、障がい者福祉の充実)

次に、高齢者保健福祉・介護保険事業、障がい者福祉の充実について申し上げます。

本年1月から地域包括支援センター業務を厚真町社会福祉協議会に委託したことにより、地域包括ケアシステムの機能強化が図られました。引き続き、医療・介護・介護予防・生活支援などきめ細やかな取組を進めてまいります。

応急仮設住宅に入居されている方の高齢化率は50%を超えており、きめ細やかな支援が必要となっております。被災した高齢者の支援については、厚真町社会福祉協議会が配置する生活支援相談員との連携のもと、被災した高齢者の不安を取り除き、安心して暮らすことができるよう、支援体制を構築してまいります。

また、北海道厚真福祉会が運営する特別養護老人ホーム「豊厚園」と障害者支援施設「厚真リハビリセンター」についても、大規模に被災したことか

ら、代替仮設住宅として、新町地区に全国初となる高齢者、障がい者に配慮した大型の応急仮設福祉住宅が建設されました。今後は、法人が行う当該施設の再建を支援し、全ての町民の皆さまが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることができる環境整備に努めてまいります。

昨年、本町で開催された「いけませ夏フェス2018 in あつま」では多くの町民ボランティアが参加し、障がい者福祉に対する町民の意識の高さをあらためて認識しました。今後もボランティア活動への参画を促すとともに、その重要性について啓発活動を推進してまいります。

(保健・医療の充実)

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

震災以後、町民の健康状態の把握、健康管理のあり方、特に食生活における栄養指導などが重要な課題となっています。

生活が乱れることにより、生活習慣病の重症化なども懸念されることから、健康相談、栄養相談体制の強化と各種健診の受診勧奨、未受診者対策に重点を置き、町民の健康管理を最優先に努めてまいります。

特に応急仮設住宅に入居されている方を中心に、健康・食生活などに対する不安、災害によるPTSDなど心のケアが非常に重要となりますので、個別支援が必要な方に対しては、地域包括支援センターをはじめ各関係機関と連携し支援を強化してまいります。

(国民健康保険事業)

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度の国民健康保険事業納付金は、保険料の急激な上昇を抑えるため昨年度に引き続き激変緩和措置がとられますが、北海道全体の医療費の自然増が見込まれることから、結果的には一人当たり保険料も増額となります。

また、北海道後期高齢者医療制度とともに地震発生後から実施している一部負担金の減免の期間を本年8月受診分まで延長し、被保険者の負担の軽減を実施してまいります。

みのり豊かなあつまをめざして

(農業農村の振興)

次に、農業農村の振興について申し上げます。

国内の農業・農村を取りまく環境は、昨年末のTPP11の発効と、本年2月の日欧EPAの発効により市場開放が進んでおり、日本はかつてない高水準の貿易自由化時代を迎えています。これらの協定が農業をはじめとする1次産業に大きな犠牲を強いる可能性を危惧していますので、今後も国が進める国内対策や市況を注視してまいります。

このような状況の中、本町農業の持続的発展のため、引き続き、担い手対策として、担い手育成夢基金による農業後継者や新規参入者への支援、担い手研修農場における地域おこし協力隊・農業支援員の増員を図るとともに、農業機械のICT化や新技術導入支援など経営革新に資する取組も進めてまいります。

ハスカップのブランド化については、本年度中の地理的表示(GI)登録に向け手続きを進めており、引き続き、厚真産ブランドの構築と付加価値向上に向け、官民連携の取組を一層強化してまいります。

畜産については、乳価と肉牛価格の高値安定に向け、引き続き、酪農経営安定対策事業などを推進し、生産基盤の強化と経営安定を図ってまいります。

伝染病「豚コレラ」の感染が本州中部地方で拡大しており、養豚業が盛んな胆振東部地域でも警戒感が強まっています。今後も関係機関と連携し、情報収集や定期巡回の実施など、防疫対策の強化と適正な飼養管理を推進してまいります。

道営ほ場整備事業については、継続地区の豊共第1、豊共第2、幌内富里および1区下流の各地区で整備工事、1区上流地区では実施計画に着手し、合計5地区の事業実施を予定しています。また、幌内沢地区ならびに上鹿沼第1地区については、引き続き、地元や関係機関との調整に取り組み早期の採択に向けて調整を図ってまいります。

(林業の振興)

次に、林業振興について申し上げます。

これまでも実施している、山林所有者の施業への意欲向上に向けた支援策に加え、本年度に創設される森林環境譲与税の活用による林業に必要なインフラの復旧や新たな林業振興策などの検討を行ってまいります。

北海道が事務局を務める「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」の議論を踏まえ、被災した森林への対応を整理し、北海道と連携しながら、森林再生と林業の振興に必要な対策を積極的に講じてまいります。

(野生鳥獣対策)

次に、野生鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ侵入防止柵が大きな被害を受けたことにより懸念される、農業被害の増加への対策として、くくりわなの活用や有害鳥獣駆除などによる捕獲頭数の増加を図り、あわせて柵内に侵入したエゾシカのより積極的な駆除対策を講じてまいります。

(水産業の振興)

次に、水産業の振興について申し上げます。

昨年のシシヤモ漁については、豊漁だった一昨年の2倍強の約23tの水揚げがあり、また、ホッキ貝も比較的資源量が安定し、漁獲量・取扱額ともに良好に推移しました。地震後、河川への土砂流入による漁獲量への影響が懸念されますが、引き続き、シシヤモふ化事業による資源確保やマツカワの種苗生産を支援するなど、資源管理型漁業の積極的な推進により漁業経営の安定・強化を図ってまいります。

(商工業の振興)

次に、商工業の振興について申し上げます。

近年町内では、新会社の設立や新規事業の立ち上げなど、着実に商工業の裾野が広がりつつあります。この流れを途絶えさせることのないよう引き続き新規事業立ち上げや経営拡大、キャッシュレス化など経営改善のための調

査研究や特産品開発、各種支援事業を実施してまいります。

また、商工会と連携し、小規模事業者持続化補助金をはじめとする国や北海道の支援制度の活用を図り、商工業の復興を加速してまいります。

(企業誘致と雇用機会の確保)

次に、企業誘致と雇用機会の確保について申し上げます。

震災後、企業からの復興支援の申出が多くありました。これらの企業とのつながりを生かし、企業誘致に取り組んでまいります。

本年度からの新たな地方創生交付金事業として、東京一極集中の是正や地方の担い手不足への対処を目的に、U I J ターンによる起業・就業者創出を図る「わくわく地方生活実現政策パッケージ」が提示されました。本町においても新たな雇用の拡大や機会確保につなげるため、本事業の活用を検討してまいります。

(観光・交流のまちづくりの推進)

次に観光・交流の推進について申し上げます。

震災後、調査・研究機関や旅行業者などからの注目度が高まり、本町への来訪者が増加することが予想されます。今後は、町と観光協会が連携し、被災された町民の皆さまに十分配慮しながら、本町の観光・交流事業の新たな展開を推進してまいります。

まつり・イベントでは、従来のイベントに加え、復興支援型イベントに対しても積極的に協力し、厚真の復旧・復興の様子を全国に発信してまいります。

また、震災後、本町に対しさまざまな形でご支援をくださった方々が、今後も関係人口として、復興を応援していただけるよう、丁寧な対応に努めてまいります。

快適に暮らせるあつまをめざして

(都市計画の推進)

次に、都市計画の推進について申し上げます。

都市計画マスタープランについては、復興に向けた新たな土地利用方針に対応するため、引き続き、改訂作業を進めてまいります。また、上位計画である苫小牧圏都市計画区域マスタープランについても、来年度を目途に、北海道で見直し作業が進められており、都市計画区域のあり方などを含め整合性を図ってまいります。

(道路・河川の整備)

次に道路・河川の整備について申し上げます。

道路については、町民の日常生活や地域の経済活動に欠かせない社会資本であり、避難路や緊急輸送路としても重要な役割を果たしていることから、引き続き計画的に町道整備を進めてまいります。

河川については、融雪期、出水期における被害の拡大を防止するため、早急な復旧工事の実施と適正な維持管理に努めてまいります。

北海道が管理する道路や河川については、継続的な道路改良工事や河川改修工事が予定されており、いずれも本町にとって重要な路線や河川であることから、今後とも必要な予算が確保されるよう取り組んでまいります。

(厚幌ダム建設事業)

次に、厚幌ダム建設事業の進捗状況について申し上げます。

厚幌ダム建設事業については、本体工事が完了し、本年度は震災の影響で遅れていたダム周辺の施設の整備が行われます。また、地震により崩壊した土砂の撤去、谷止工および法面の整備については、災害復旧工事により実施され、完了は2021年度を予定しています。

厚幌ダムは観光資源としても大きな期待が寄せられていますので、今後も関係機関と協議を重ねながら環境整備に取り組んでまいります。

(公園・緑地の整備復旧)

次に、公園・緑地の整備について申し上げます。

公園は公衆の憩いの場として多くの住民が集う交流の場であり、安全で安心して利用できるよう、公園の整備や適正な維持管理に努めてまいります。

本年度は、被災した公園施設の復旧と昨年の震災の影響で整備が遅れた上厚真中央公園の整備を実施してまいります。

(地域公共交通の充実)

次に、地域公共交通の充実について申し上げます。

国は、昨年7月、JR北海道に対し経営改善の取組を進めるよう監督命令を行いました。これにより、JR北海道は、沿線自治体と一体となって利用促進や経費削減に取り組むため事業計画を策定することとなります。

本年度は、JR日高線苫小牧・鷓川間の沿線自治体と協調して、路線の維持・活性化に向けた取組を推進してまいります。

(環境保全の推進)

次に、環境保全の推進について申し上げます。

地震の影響による枯渇や汚染した飲用井戸の対策については、安全・安心な飲用水などの安定的な確保を図るため、飲用井戸等給水施設整備事業補助金により、住民が行う未給水区域における給水施設の整備を支援してまいります。

(地域情報化の推進)

次に地域情報化の推進について申し上げます。

災害に強いまちづくりや地方創生を推進する上で、情報通信基盤の強化は重要です。本年度は、上厚真地区市街地において、超高速ブロードバンドサービスの実現に向け、光ファイバの整備を推進してまいります。

(移住・定住の促進)

次に、移住・定住の促進について申し上げます。

本町の移住・定住推進などの地方創生の取組は着実に成果として表れており、昨年は、地震の影響により大幅な人口流出が懸念されましたが、本町の人口は5年連続の社会増となりました。

本年は近年のこうした傾向に大きな影響が及ぶと予想していますが、これまで堅調だった子育て支援住宅の建設は引き続き実施し、子育て世代の期待に応えてまいります。本年度は、新たに上厚真地区に5棟建設し、これにより、上厚真地区の子育て支援住宅は合計20戸となります。

(建築・住宅)

次に、建築・住宅について申し上げます。

近年の公営住宅の入居率や住宅不足の状況を勘案して民間共同住宅の建設および改修に対し費用の一部を助成し、優良賃貸住宅の確保に努めてまいります。

また、地震により住宅を含む建築物などの損壊状況も大きく変わったことから空き家のデータベースの整備を行うとともに、引き続き、建物の適切な維持管理に関する情報提供や利活用の支援など、総合的な空き家対策を推進してまいります。

(簡易水道・公共下水道)

次に、簡易水道・公共下水道について申し上げます。

簡易水道については、被災した水道施設の早期復旧と計画的な配水管の耐震化、老朽管対策を実施し飲料水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道については、被災した施設の復旧とストックマネジメントに基づく計画的な施設の更新を実施します。現在の水洗化率は76%であり、計画目標値を上回っています。本年度も浄化槽市町村整備事業により、生活排水処理を推進し、水洗化率の向上を図ってまいります。

(交通安全・防災対策)

次に、交通安全対策について申し上げます。

町内では、地震による災害復旧工事が各所で行われていることから大型車

両の交通量が増加しています。また、道路の復旧工事も行われていることから、道路管理者と連携を図り道路の安全点検を実施するとともに、「町民が事故にあわない・起こさない」を目標に、関係機関、団体と協力して交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

今回の震災で、かけがえのない多くの命が失われました。このことを教訓に、災害から命を守るためにできることはなにか、事前に準備できることはないかなど防災・減災知識のさらなる普及推進に取り組んでまいります。また、引き続き、職員の災害対応能力の向上、小中学校での防災教育、自治会を主体とした自主防災組織の設立に向けた取組を進め、地区防災力の強化を図ってまいります。

災害対策機能が充実した防災拠点施設については、住民の安全・安心確保の要として大変重要でありますので、厳しい財政状況ではありますが、庁舎および周辺施設整備を早急に再検討してまいります。

また、震災の影響を勘案し、タイムラインを本格運用する必要があると考えており、関係機関との連携を強化し、適時適切に避難情報を提供してまいりますので、町民の皆さまには命を守ることを最優先にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

みんなで支えるあつまをめざして

(住民自治の推進)

次に住民自治の推進について申し上げます。

今回の地震では地域コミュニティ組織による「共助」の重要性があらためて認識されました。また、災害から立ち上がり、再び活力ある地域を取り戻すためには、自治会活動などの地域コミュニティ組織が主体的にさまざまな地域課題の解決に取り組んでいくことが重要です。安心して暮らせる地域社会を実現するため、自治会活動を引き続き支援してまいります。

このたびの地震では全町民が被災者となりました。防災情報や生活再建に

向けた支援制度などの情報が町民に確実に伝わるよう、広報「あつま」や震災後に開設した臨時災害放送局など、各種媒体を活用し、わかりやすく迅速な情報提供に努めてまいります。

また、復旧・復興計画の策定過程においてさまざまな形で住民参画の機会を設け、住民と行政の協働による復興まちづくりを推進してまいります。

(行財政運営の健全化)

次に、行財政運営について申し上げます。

地震による災害復旧・復興事業に対応する国・道の支援を最大限有効に活用し、本町の復旧・復興事業を速やかに実行できるよう財政運営にあたります。

しかしながら、歳入では、震災の影響などによる市町村民税、固定資産税の減少が見込まれ、地方交付税などの依存財源も災害による特殊財政需要額を除くと漸減すると推測しています。また、国道支出金においては災害関連事業の嵩上げ措置により地方負担の軽減が図られますが、事業費が多額におよぶことからその地方負担額は増大し、町債発行の累増により地方債残高の増加も確実にとなっております。

歳出では、災害復旧事業をはじめ、国営農業用水再編対策事業、道営ほ場整備事業、統合簡易水道事業などの大型事業の償還が順次発生し、今後もより一層厳しい財政運営が予想されるため、災害復旧・復興を着実に進めるためにも、経常事業と消費的経費のコスト削減と効率的な行政運営に努めてまいります。

市街地周辺で未利用となっている町有地・建物については、計画的な売却や貸付けなど有効活用を推進し、各種公共施設の維持、改修などについては、今後の行財政運営、災害復旧に伴う財政負担なども考慮の上、公共施設の適正管理に努め、財政負担の平準化や軽減を図ってまいります。

災害からの復旧・復興に向けて、町民の信頼に応えるため、職員資質のさらなる向上、職員の意識改革、能力開発に引き続き取り組んでまいります。

(おわりに)

以上、平成31年度の町政執行に対する私の基本的な考え方と主な施策について、その概要を申しあげました。

昨年、私たちは甚大な被害を受け、失ったものも少なくありません。しかし、私たちには、大事なものが残されています。それは、様々な経験や情熱を持つ多くの人材と、先人たちが長きにわたり築いてきた生産基盤です。加えて、厚真に思いを寄せてくださった人たちとの「絆」も新たに得ることができました。これらは、本町が復旧・復興を成し遂げるために大きな力となります。

本年度は、生活再建と復旧への取り組みを加速させ、災害に強くしなやかなまちづくりに向けた復興への一歩を踏み出す復旧・復興元年でもあります。

私たちは、先人の志を引継ぎ、フロンティア・スピリッツを発揮し、新しい希望・目標を掲げ、これからの厚真を切り拓いていかなければなりません。復旧・復興の道のりは長く険しいものではありますが、町民の皆さまとともに山積する課題に積極果敢に取り組んでまいります。

結びに、町民の皆さまならびに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげ、私の町政執行に対する所信といたします。